水産庁

（経営局農地政策課長）農林水産事務官　栗原　秀忠
水産庁漁政部漁政課長に転任させる
（水産庁資源管理部管理課長）農林水産技官　藤田　仁司
水産庁漁政部企画課長に配置換する
（経営局協同組織課経営・組織対策室長）農林水産事務官　清水浩太郎
水産庁漁政部水産経営課長に昇任させる
（消費・安全局消費者行政・食育課長）同　永井　春信
水産庁漁政部加工流通課長に転任させる
（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長）農林水産技官　坂本　幸彦
水産庁漁政部漁業保険管理官に配置換する
（水産庁漁政部企画課長）農林水産事務官　中　裕伸
水産庁資源管理部管理課長に配置換する
（水産庁漁政部漁業保険管理官）農林水産技官　井上　清和
水産庁増殖推進部研究指導課長に配置換する
（水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長）同　髙瀬美和子
水産庁増殖推進部漁場資源課長に昇任させる
（水産庁増殖推進部研究指導課長）同　竹葉　有記
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長に配置換する
（水産庁漁政部漁政課長）農林水産事務官　松原　明紀
（水産庁漁政部水産経営課長）同　矢花　渉史
（水産庁漁政部加工流通課長）同　佐藤　正
農林水産省に出向させる（各通）（以上七月十日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）
会計検査院長河戸光彦海外出張不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（七月二十三日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月十九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在シンガポール国特命全権大使ルィ・タックユーの信任状捧呈式を行われた。
七月十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在アフガニスタン国特命全権大使バシール・モハバットの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十九年七月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称
㈠　平成二十八年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿
案
㈠　平成二十八年度補助基準点網図及び平成二十八年度補助基準点測量成果簿
二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　千葉県勝浦市、神奈川県鎌倉市、海老名市、箱根町、長野県伊那市、徳島県阿南市、高知県室戸市、須崎市、福岡県春日市、大分県大分市、臼杵市、津久見市、宮崎県宮崎市の一部
三　第一項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　千葉県東金市、栄町、三重県伊勢市、和歌山県和歌山市、高知県高知市の一部
四　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
五　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
六　閲覧場所　第一表及び第二表のとおり

第一表　都市部官民境界基本調査

第一項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
千葉県勝浦市、神奈川県鎌倉市、海老名市、箱根町、長野県伊那市	埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号 さいたま新都心合同庁舎二号館 国土交通省関東地方整備局用地部内 電話　〇四八（六〇〇）一三五八
徳島県阿南市、高知県室戸市、須崎市	香川県高松市サンポート三番三三号 国土交通省四国地方整備局用地部内 電話　〇八七（八一一）八三三九
福岡県春日市、大分県大分市、臼杵市、津久見市、宮崎県宮崎市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局用地部内 電話　〇九二（四七一）六三三一

第二表　補助基準点測量

第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
千葉県東金市、栄町、三重県伊勢市、和歌山県和歌山市、高知県高知市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内 電話　〇三（五二五三）八三八四

七　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
八　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
九　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人樋口健児の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成29年7月24日

熊本地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、平成29年7月12日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年7月24日

旭川地方法務局長　真鍋　健次

記

氏名　大道　英治
所属する司法書士会　旭川司法書士会
登録番号　旭川第186号
事務所の所在地　北海道旭川市一条通８丁目542番地４　一条緑橋通ビル８Ｆ
違反行為　受託事件の放置